○長崎市広告掲載基準

(趣旨)

第1条　この基準は、長崎市広告掲載要綱(平成21年長崎市告示第224号)第3条の規定に基づき、広告掲載の基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条　広告掲載する広告は、社会的に信用度が高く、公序良俗に反せず、市民福祉の理念に沿い、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、広告の内容及び表現が、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2　屋外において広告掲載する広告の内容及びデザインは、広告掲載する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものでないものでなければならない。

(個別の基準)

第3条　この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定めるものとする。

(掲載基準)

第4条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

(1)　市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

(2)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(4)　政党若しくは政治団体又は政治活動に関係のあるもの

(5)　宗教団体による布教推進を目的とするもの

(6)　個人、団体等の意見広告若しくは名刺広告又はそれらに類するもの

(7)　第三者の氏名、肖像、談話、商標、著作物等を無断で使用しているもの

(8)　国内世論が大きく分かれているもの

(9)　非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わし、又は不安を与えるおそれのあるもの

(10)　広告媒体の用途又は目的を損なうおそれがあるもの

(11)　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(12)　表現方法が不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現があるもの

イ　射幸心を著しくあおる表現があるもの

ウ　明らかに模倣、盗作等とみなされる表現があるもの

エ　残酷な描写、猟奇的な描写等の善良な風俗に反するような表現のあるもの

オ　その他不当な表示、虚偽の内容等が含まれるもの

(13)　人権を害するおそれのあるものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　人権侵害、差別、信用毀損、名誉毀損又はプライバシーの侵害のおそれがあるもの

イ　他を誹謗、中傷又は排斥するもの

ウ　性差別、性別による固定的な役割分担又は著しく性的感情を刺激する表現があるもの

(14)　美観風致を害するおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　会社名又は商品名を著しく繰り返すもの

イ　彩度の高い色、原色又は金銀色を広範囲に使用するもの

ウ　著しくどぎつい、くどい等デザイン性の劣るもの

エ　景観と著しく違和感があるもの、又は意味不明なもの

オ　身体の一部を強調するようなもの

カ　その他美観風致を害するおそれがあるもの

(15)　消費者保護の観点から不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの

イ　将来の利益を誇示し、又は元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関するもの

ウ　マルチ商法、催眠商法等の悪質商法又は商品先物取引とみなされるもの

エ　法に基づかない医療類似行為のうち、人の健康に害を及ぼすおそれのあるもの、甚だしい経済的な被害のおそれのあるものその他有害である可能性があるもの

オ　無許可の商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

カ　責任の所在が不明確なもの

(16)　青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類似する営業に関するもの

イ　長崎県少年保護育成条例(昭和53年長崎県条例第17号)に規定する有害興行、有害図書類、有害がん具類及び特定薬品等に関するもの

ウ　タバコに関するもの

エ　青少年の人体、精神及び教育に有害なもの
(17)　社会的な観点から不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの
ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体によるもの、又はこれらの団体の利益になると認められるもの
イ　社会問題を起こしている業種又は事業者によるもの
ウ　社会問題についての主義主張又は係争中の声明を表現したもの
エ　悪質な行為等により本市の指名停止期間中である事業者その他行政指導を受け改善がなされていないもの
オ　民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続中又は会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更正手続中の事業者によるもの
カ　暴力、ギャンブル(公営ギャンブルを除く。)、麻薬、売春等を肯定し、美化し、若しくは助長するような表現又は連想若しくは想起させる表現のあるもの
キ　その他風紀を乱し、又は犯罪を誘発させるおそれがあるもの
(18)　その他広告掲載が不適当なもの
ア　あたかも市が支持、推奨又は保証しているかのような表現のもの
イ　その他広告掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

附　則(平成21年4月1日告示第224の2号)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成22年1月25日告示第36号)

この基準は、告示の日から施行する。

附　則(平成25年9月24日告示第647号)

この基準は、告示の日から施行する。